様式第2号(第3条関係)

年(　　)　　月　　日

　　　　　　　　様

出雲市長　　　　　　　㊞

(資産税課)

固定資産税過納金の返還について(お知らせ)

　平素は市政にご協力いただきましてありがとうございます。

　さて、このたび、あなたの所有しておられます土地・家屋につきまして、固定資産税の誤りがあったことが判明しました。大変ご迷惑をおかけいたしましたことをお詫び申しあげます。

　納め過ぎとなりました額のうち、5年間分は地方税法の規定により還付させていただきますが、それ以前の、地方税法の規定によりすでに時効となっている　　　年度分から　　　年度分につきまして、出雲市固定資産税過納金取扱要綱の規定に基づき、「固定資産税過納金返還金」としてお支払いさせていただきます。

　誤りの内容と返還金の額は、下記のとおりでございます。

　つきましては、大変お手数をおかけいたしますが、同封の「口座振込依頼書」をご記入の上ご返送いただきますようお願いいたします。

　なお、この返還金の内容につきまして不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

記

課税誤りの内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 対象資産 | 誤りの内容 |
| 種類 | 所在 |
| 土地家屋 | 　 | 　 |

返還金の額『下記の超過納付額の合計　　　　　円＋利息相当額』

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | 年度 | 納付済み年税額 | 修正後の年税額 | 差引超過納付額 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |

　※お問い合わせ先　電話　　　　　　　　　　資産税課(土地係・家屋係)まで

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２ 処分の取消しの訴えについては、上記１の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

　（１）審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

　（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

　（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

　　なお、上記の場合の処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。